

## 会 議 録

会 議 名	平成30年度第1回東浦町子ども・若者会議	
開 催 日 時	平成30年7月27日(金) 午前10時から午前11時20分まで	
開 催 場 所	東浦町役場 合同委員会室	
出 席 者	委 員	神谷委員(会長)、久米(弘)委員(副会長)、久米(賢)委員、石川委員、田代委員、山崎(紀)委員、岡本(貴)委員、友永委員、田邊委員、山崎(宏)委員、加藤委員、石原委員、梶山委員、森田委員
	事務局	町長、健康福祉部長、教育部長、児童課長、生涯学習課長、学校教育課長、総合子育て支援センター所長、児童課指導保育士、森岡保育園園長兼なかよし学園園長、森岡児童館館長、生涯学習課生涯学習係長、児童課課長補佐兼保育係長、児童課課長補佐兼児童福祉係長、児童課保育係主査、児童課保育係主事、児童課児童福祉係主事
欠席者	岡本(嘉)委員、成田委員、庄子委員、吉田委員、鈴木委員	
議 題 (公開又は非公開の別)	子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止対策計画について(公開)	
傍聴者の数	1名	
報 告 内 容 (概 要)	子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止対策計画について ※議題について事務局から報告。報告内容は別紙のとおり。	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題前：児童課長から会議の概要の説明、町長あいさつ、会長・副会長選出(会長神谷委員、副会長久米(弘)委員)、会長あいさつ</li> <li>・ 議題後：児童課長から次回会議の開催予定について説明</li> </ul>	

議題 子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止対策計画について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に配布した計画案は、昨年11月に開催した子ども・若者会議で計画策定に向けた経緯や計画概要、本町における状況及び今後の取組について説明した計画素案に対する委員の意見と関係課との協議により加除修正したもの。</li> <li>・計画事案から大きく加除修正した箇所を中心に説明させていただく。</li> </ul> <p>【資料2 東浦町子どもの貧困対策推進計画（案）新旧対照表・東浦町子どもの貧困対策推進計画（案）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 【新旧対照表 1ページ ・計画案 1～3ページ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章の2は本計画と町総合計画との整合性を、4は元号表記から西暦表記に修正した。</li> </ul> </li> <li>② 【新旧対照表1ページ 修正後の7の重点項目・計画案 4ページ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な4つの視点と基本目標をもとに、より具体的な支援として、4つの重点項目を設定した。</li> <li>・項目の内容としては、世帯状況や所得に応じて各種手当等の給付、貸付などを行う「経済的な支援」、教育、福祉、地域など関係機関が連携し、貧困の連鎖を断ち切るなど包括的な支援を行う「生活の支援」、自立に向けた親の就労支援やひとり親の資格取得等に対する給付などを行う「就労の支援」、教育環境の整備と支援体制の充実を図る「教育の支援」とし、総合的な施策を展開していくことで、支援の充実を図っていく。</li> </ul> </li> <li>③ 【新旧対照表 2ページ 子どもの貧困についての考え方・計画案 5ページ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困についてどのような状態を指すか、イメージがしにくいいため、本計画における子どもの貧困についての考え方を追記した。</li> <li>・本町では、子どもが成長するにあたり教育や生活、一緒に暮らす保護者等の就労、経済的な面について必要かつ十分な支援が届いていない状態と定義する。</li> </ul> </li> <li>④ 【新旧対照表 3ページ 改正後・計画案 7ページ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章本町における状況(4)において、本町の現状が具体的に分かるよう「東浦町遺児手当の現状」から「ひとり親家庭等手当」に修正した。町の遺児手当に加え、国の手当である児童扶養手当に受給世帯の状況を掲載した。</li> </ul> </li> <li>⑤ 【新旧対照表 3～5ページ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言の整理と統一、グラフの数値の整合について修正した。</li> <li>・第2章の1、東浦町の現状(1)～(4)の表に関しては、現計画案では24年度から28年度までの実績を掲載しているが29年度分の実績が確定後、25年度から29年度までの実績を掲載していく予定である。</li> </ul> </li> <li>⑥ 【新旧対照表 5ページ 修正後・計画案 19ページ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な項目内容について、項目の整理を行った。</li> <li>・項目としては、ひとり親に関する手当や就学援助、生活福祉資金貸付制度などの「経済的な支援」、情報交換会や各種相談、緊急的な食糧支援機関などの「生活の支援」、自立支援や高等職業訓練などの「就労の支援」、地域活動の居場所づくりや</li> </ul> </li> </ol>

各種講座等を行う「教育の支援」の4つとする。

- ⑦ 【資料3 東浦町児童虐待防止対策計画（案）新旧対照表1ページ】
- ・第1章から4章までは、本計画と町総合計画との整合性や文言の整理、統一、元号表記から西暦表記に修正した。
- ⑧ 【新旧対照表 2ページ 修正後・計画案 3ページ】
- ・重点取組のうち、仕事と生活の調和実現の視点を削除した。
- ⑨ 【新旧対照表 2ページ 修正後 7重点項目・計画案 4ページ】
- ・基本的な3つの視点と基本目標をもとに、より具体的な支援として2つの重点項目を設定した。
  - ・項目内容としては、「児童虐待の発生予防の強化」、「関係機関の情報共有による最適な支援」とする。
- ⑩ 【新旧対照表 3ページ 修正後・計画案 5ページ】
- ・第2章の本町における状況は、修正前は児童虐待防止対策の課題と取組方向のみを表記していたが、虐待件数や年齢別件数といった東浦町の現状を把握し、児童虐待防止対策の課題を明記した。
  - ・29年度は実績確定後、25年度から29年度までの実績分を掲載していく予定。
- ⑪ 【新旧対照表 3ページ 修正後 第3章 基本施策(今後の取組)・計画案 7ページ】
- ・具体的な取り組み内容について、項目の整理を行った。
  - ・子育て世代包括センターやコミュニティーソーシャルワーカー等による相談時や保健センターの健診時に未然防止などの切れ目のない支援を提供する「児童虐待発生予防の強化」、児童虐待対応の情報収集などの窓口となる、児童課職員の専門性の向上や関係する機関の情報共有や連携などを実施する「関係機関の情報共有による最適な支援」の2つの項目とする。
  - ・前回、提示した計画案に対する意見や要望について、電話や窓口相談だけでなく、SNSを利用した相談方法を検討してみてはといった意見があった。本町の相談体制の在り方を検討し、相談支援の充実を図っていく。
  - ・計画策定の今後のスケジュールとしては、再度計画案の見直しを行い、12月に本町の行政経営会議、東浦町議会全員協議会に報告する。
  - ・12月～1月頃にパブリック・コメントを実施し、再度加除修正したうえで、次回の子ども・若者会議で承認をいただき、平成31年4月から計画施行する予定である。

以上で議題の報告は終了。

議題 質疑応答、意見等	
委員	説明の中で子どもの貧困対策推進計画については 29 年度分の実績が確定後掲載していく予定との報告であったが、児童虐待防止対策計画についても 29 年度分の実績確定後掲載されるのか。
事務局	児童虐待防止対策計画についても、同じように 29 年度分の実績が確定後、掲載していく予定である。
委員	東浦町児童虐待防止対策計画（案）の 4 ページの重点項目の下がすべて太字になっている。文章の太字と細字の使い方を見直してほしい。
事務局	統一して作成していく。
委員	相談窓口の件について推進計画の中で、支援方法をどのような形で入手していくかというアンケート調査等もあるが、それをもとに計画の 18 ページでは、最初に現状から見えてきた課題の 1 番のところで入手方法にギャップがあるという形で、今後検討していかなければならないというように書かれている。実際に支援方法を全く知らなかったから、大変なことになった事例はあるか。 あるいは、今後支援方法についての PR をもっと細かくしていく場合にどのような方法が考えられるか。
事務局	情報の入手方法を知らずに、大変なことになった事例は無い。数か月前に、もう少し早く知っていればというような事案はあった。そこで、情報の周知が足りないことを実感した。 今後は、今までどおり広報やホームページに掲載するが、今までは行政的な説明文で分からない部分があったため、それらを踏まえて周知方法を見直していく。
委員	いろいろな対策や支援方法が出ているのに、それを知らないことは残念だと思う。また、貧困の人は、インターネットを使うことができるのか。 何が一番良い方法なのか、とても悩ましいと思う。なので、行政で考えてもらいたい。
事務局	虐待や貧困の家族は、インターネットの情報を知ることができていない可能性が高いと考える。虐待を行う方が、情報を知っていたら虐待は起きないのではないかと考える。 本町は子育て世代包括支援センターの窓口を、総合子育て支援センター内に置いている。このような施設を利用して、啓発や提示をする。 また、CSW というコミュニティーソーシャルワーカーを社会福祉協議会内の包括支援センターに置いている。そういった方々が出向いて、地域の情報収集を行っている。 地域の方と話が通じるような関係性を作っていきたい。 最近では、虐待の関係でも近所の方から電話相談が入ってくるため、広く周知することが予防につながると考えている。 そのために、広く周知されるような啓発方法を考えていきたい。

委員	<p>子どもの虐待に10年ほど関わってきて思うが、虐待の当事者はそういった情報を仕入れることはないと思う。</p> <p>そして、近所の方からこういう人がいるという話は聞かすが、それを知ってもどうしていいかわからない。</p> <p>虐待を知ってから、どの様な行動をしたらよいかを周知するべき。</p> <p>広報でも、虐待月間するときには書いてあるが、興味のない人は読まない。そういう方たちへの啓発や、困っている方を見たら相談窓口があることを町民の皆さんに知っていただきたい。</p> <p>そのような点からの情報を広めるという啓発の方法もお願いしたい。</p>
事務局	<p>本町の虐待のPRをする場として産業まつりにブースを設け、虐待の通報の際には189という全国共通の電話番号を紹介している。その場に来られてない方は189という番号も知らない方がほとんどだと思う。いろいろな場を設けてその都度、周知を行う。</p>
委員	<p>本当に絶え間なく長く続く方法で啓発を続けてもらいたい。</p>
事務局	<p>虐待をしている方は、性質上しつけと言う。しつけが虐待に変わるラインが分からない方が多い。</p> <p>話を聞いて訪問すると虐待はしていないと答え、これはしつけだからしつけに口を出すなどと言われることがほとんどである。</p> <p>また、虐待を啓発しても、自分には関係ないと思っている人がほとんどで、産業まつりにブースを出しても啓発物品をもらうだけで、内容まで踏み込んでいないと感じる。</p> <p>委員の言うとおりに、浸透させるためには何が必要かを考え、色々な方法を使うべきだと考える。</p> <p>実際に町は権限がないのが現状。警察や児童相談所がほとんどの権限を握っているため、町が聞いても通報になってしまう可能性がある。初動のところでできるだけ対応ができるような、手はずを町として確立しなければいけないため、今後もそのように進めていきたい。</p>
委員	<p>子どもの貧困対策推進計画（案）の19ページの中で、具体的に取り組む内容がある。その1番下の経済的理由による就学が困難な児童生徒の保護者に対する学用品費などのいろいろな援助があるが、こういった情報は、学校教育課のほうから掴んで、事前にそういう連絡をするのか。それとも自己申告なのか。</p>
事務局	<p>保育園から小学校へ入学する際に、就学援助という形の制度がある。入学式にも就学援助があることをPRしている。</p> <p>それは、本人からの申請で受けることができる。</p>
委員	<p>本人が聞いていなかったら意味がないのではないか。</p>
事務局	<p>学校の会費等が滞る、生活が困窮しているような家庭は教員も注意してみている。</p>

委員	ひとり親家庭の医療費もあるが、それも自己申告制なのか。
事務局	保険医療課と児童課の方で、ひとり親家庭という部分で連携している。なので、申請に来た時は保険医療課のほうでも、受け付けるといったシステムになっているため、そこでもれる可能性は少ない。児童課で申請すると、保険医療課のほうに行ってもらなどして情報共有している。
委員	東浦町は広報があるためこのような例を挙げて、一般の人が分かりやすくすべきではないか。
委員	虐待件数について東浦町の現状を報告しているが、この虐待件数は児童相談所や警察を通じた件数だと理解している。 虐待は、家庭の中に潜んでいるもので、件数はもっと多いのではないか。表に出てこないため、分からないのではないか。
委員	昔は、虐待について公表する観点が無かった。このような統計が出てきたのも平成17年で、虐待防止も平成12年くらいであった。法律ができたのが最近なので、それ以前は家庭の中に隠れていた。 ここ最近では、学者が調べた数字にかなり近づいており、実態と一致しつつあるのではないか。一昔前と比べるとあまり差がないのではないか。 東浦町は地域のつながりもよいため、漏れている件数は少ないと思う。
委員	児童虐待の件について、近所で子どもがずっと泣いている家があると、周りの方から話を聞く。 近所は知っていても、通報することができないのが現状である。通報が間違っていたときのことを恐れている。
事務局	本町の虐待の件数の現状については、児童相談所等と本町が一体となって対応した件数である。 表に出てこない部分に関しては、保育園、小学校、中学校、児童館等との連携と民生委員、主任児童委員を中心とした、地域のコミュニティーソーシャルワーカーとの情報共有等を密に行いながら、情報収集を行っている。 そして、疑わしいことがあれば訪問し児童相談所と相談しながら対応を進めている。 通報について、啓発では虐待を見たら189や、児童課、児童相談所に電話するといったことしかしていない。通報が間違っても大丈夫だということを啓発していなかったため、啓発方法も考え直していく。 この会議の中で、貴重な意見を頂きながら計画を作っていきたいと考えている。
委員	常設の居場所を設けている。そのイベントに参加した子どもの中でお菓子をたくさん食べていた子どもがいた。そのなかには身なりに心配される子がいた。 その子どもと親しくなり、話を聞くと親が働いていなかったり、暴力を受けていることを知った。それをきっかけに、居場所の必要性を実感した。

事務局	居場所の関係については、民間で「はるたま」という子ども食堂を行っている。行政だけではいろいろな声を拾えないこともあるため地域の支援もお願いしたい。
委員	虐待件数について、相談で対応した件数か児童相談所で対応した件数なのか。そして、児童相談所で対応した結果、問題のない件数は引かれているのか。
事務局	本町と児童相談所が対応したケースになる。要保護児童対策地域協議会に上げて通報があり訪問し、内部で会議を行った結果、虐待とは認められない場合の件数は含まれていない。
委員	虐待件数が増加しているが、相談のあった件数も増加しており、結果問題なく打ち切ったケースもある。
委員	身体測定を行った際に、体にあざを発見したことがあり保護者と話をしたら虐待があった。小さい子どもは、自分から言うことができない。 虐待の相談は本人からはしにくいのではないかと。 虐待の線引きが難しい。 子どもの様子がおかしいと保護者に相談することがあるが、しつげと言われてしまえば、それ以上踏み込むことができないため、隠れた虐待は多いと感じる。
事務局	保育園や幼稚園、学校での子どもの様子は、行政には分かりにくい部分があるため、現場の情報を入手していきたい。連携することで、児童虐待防止、子どもの貧困対策につながっていくため地域一体となって行っていきたい。 保育園や児童館でも相談することができるため、そういった事業展開も考えていきたい。
委員	これは、赤ちゃんから中学校ぐらいまでの子どもの話だが、中学校を卒業してから18歳までの児童は、子どもの頃に虐待があっても名前が出てこなくなる。そういった子どもたちが健全に育っているか心配になる。 CSW制度ができたので、そのような子どもたちもフォローできる。
事務局	この計画だけでなく広く意見を聞き、今後に役立てていきたい。  以上で議題の質疑応答、意見等は終了。